

# ☆☆東京民医連☆☆ 薬害根絶の会 news

2011年12月8日発行 No.28

## 高裁判決 国と企業の責任を否定する判決！ 原告団最高裁判所に上告！引き続きご支援ください

11/15 東京高裁、「原審の棄却」という言葉が続いた。上告から 2.5 ヶ月という異例の速さの判決だった。一審の全文が 500 頁超に対し高裁は 58 頁。審理内容の杜撰さからその少なさだけはうなずける。

- メーカーの責任・疑わしい症例を「副作用症例」として扱うことは薬事行政上運用指針として合理性は認められる。しかし、民事損害賠償法にはそのような判断基準は存しない・これまでの薬害や公害被害の反省から確立した「予防原則」を全く考慮せず、一審で認めた「見落とし死亡症例」を全否定し、本件を棄却した。
- 国の指導責任・添付文書のどの位置にあらうと、「致命的」という文言がなくても記載してあれば問題はない。何故なら、それを読む者は癌専門医などで容易に理解できること。できなかったとすれば、その者が添付文書を重視しなかったに他ならない・と国の責任も同様に棄却。「何でも危ないでは判がない!」と言って、和解勧告やこの裁判に異議を唱えた専門家がどれだけいただろうか。

☆水俣公害、薬害肝炎、スル、サドマイト、HIV など薬害、公害被害者の方々から「不当判決」と声が上がったのは当然である。(右上へ続く)



☆判決直後、原告の近澤さんが裁判所前で話された・「この裁判の目的は、癌患者が納得、安心して癌の治療を受けられるようにすることです。」・たった半年で 180 名の死亡者を出した事実を前に「問題は無い」とは到底できない。まさに、「命の重さを問う」裁判なのだとあらためて実感した。

☆判決後日の 11/23 の国民の医療ソフヅルで別府医師が話された・「白黒つかない問題は医療の中で日常的に発生する。試行錯誤しながら解決していこうとする努力が問われている」。医療には限界、不確実性がつきものである。しかし、それを言い訳にしない姿勢、気持ちが大切なのだと感じた。



## 高裁判決を傍聴しての感想

短期間での判決言い渡しに、高裁でも一審同様「勝訴」になると思っていたから「不当判決=敗訴」の状況がなかなかのみ込めなかった。判決自体も、訴訟内容が把握されているのか疑問を持つ焦点の合っていないもので、私でさえそう思うのだから、原告の方々はもっと納得のいかないことだったと思う。

今回の判決では今後も薬害を防ぐことができない。国や企業は、安全性の確保を怠ったために起きた被害の大きさを痛感し、育薬のためという考えを反省するべき。今後どのような判決がでて、この判決が通るような状況は「NG」にしなければと思う。

### 大阪高裁第 2 回控訴審裁判 大阪の知り合いに声かけを!

2011年12月15日(木) 11:00~ 大阪高等裁判所 202号法廷

### 薬害イレッサ訴訟「下書き」 是非傍聴を!

問題情報公開請求訴訟 第 1 回公判 注目!  
2011年12月20日(火) 11:30~ 東京地方裁判所 705号法廷